

新型コロナウイルス感染症経済対策 中小企業者・小規模事業者が対象の令和3年度固定資産税の軽減について

概要

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が減少している中小企業者または小規模事業者(※1)が保有する事業用家屋(※2)と償却資産の**令和3年度の固定資産税が軽減**されます。

※1 次のいずれかに該当する事業者

個人事業主の場合…常時使用する従業員の数が1,000人以下

法人事業者の場合…①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人

②資本または出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人(大企業の子会社を除く)

※2 減価償却額や減価償却費が法人税や所得税の損金または必要経費に算入されている家屋

注意 土地や居宅などの事業用以外の家屋は軽減の対象ではありません。

要件・軽減率

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の合計(①)が、前年の同期間の合計(②)と比べて次の減少率となっていること。

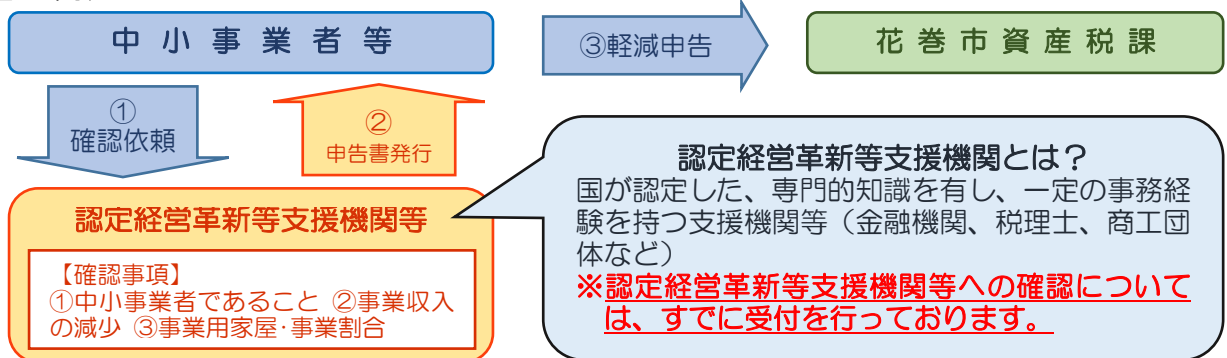
減少率が30%以上50%未満…事業用家屋と償却資産に対する令和3年度の固定資産税の「**2分の1を減額**」(申告書の「事業収入割合」では、50%超70%以下となります。)

減少率が50%以上……………事業用家屋と償却資産に対する令和3年度の固定資産税の「**全額を減額**」(申告書の「事業収入割合」では、50%以下となります。)

※減少率とは、今年は昨年と比べてどれ位減少したかを表します。：減少率=1-(①÷②)(%)

事業収入割合とは、今年は昨年と比べてどの程度になったのかを表します。：事業収入割合=①÷②(%)

申告の流れ



資産税課への申告期間

令和3年1月4日(月)から2月1日(月)まで
(受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで 土日祝日を除く)

忘れずに申告期間中に申告してください。

ウイルス感染防止のため、郵送での申告をお願いします。(郵送は当日消印有効です。)

その他

○ 軽減の申告の際は、同時に償却資産の申告もお願いします。

○ 国で開設している固定資産税などの軽減についての問い合わせ窓口

☎0570-077322 (受付時間 午前9時30分から午後5時まで 土日祝日を除く)

○ 申告書の様式や記入例、必要書類、認定経営革新等支援機関等の詳細については、花巻市ホームページをご覧ください。

花巻市 コロナ 固定資産税軽減

検索



<https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kurashi/zeikin/1012056.html>



問い合わせ先：〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号
花巻市財務部資産税課 家屋係 ☎0198-41-3529 (直通)